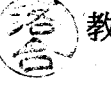
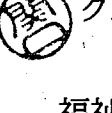
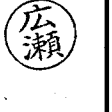


決裁年月日		決裁区分	市長・ <u>副市長</u> ・部長・課長	
		保存区分	永 10. <u>5</u> . 3. 1	
		フォルダー名	(R6) 広告掲載審査会(広告掲載事業)	
情報公開	公開・非公開の区分		公開・ <u>部分公開</u> ・非公開	
	非公開(一部非公開を含む。)とする理由		(龍ケ崎市情報公開条例第9条第3号該当) 広告申込企業の押印及び担当者名などの記載があるため	
	公開が可能となる時期(可能な範囲で記入)		年 月 日	
文書発送	方法	<u>郵便</u> ・使送・持参		
	表示	<u>普通</u> ・書留・速達・親展		
	発送先			
起案年月日		課係名	起案者	
令和6年10月9日		秘書広聴課 広報・プロモーション G	関口 裕城(内線370)	
(委員長) 副市長  主査・係長  総務部長  都市整備部長  (副委員長) 部長  グループ員  福祉部長  教育部長  次長  健康スポーツ部長  課長  市民経済部長  課長補佐   文書取扱主任 				
広報龍ケ崎「りゅうほー」、市政情報モニターに広告を掲載する事業所の決定並びに 広告掲載可否決定通知書について				
みだしのことについて、龍ケ崎市広告掲載事業実施要綱第9条に基づき、別添資料のとおり、 広告の掲載を決定し、事業所(申込者)に広告掲載の可否決定を通知してよろしいか。 なお、今後、広告掲載時まで生ずる軽微な変更は、秘書広聴課長専決としてよろしいか。				
* 広告掲載については、要綱第10条の規定に基づき、龍ケ崎市広告掲載審査会に諮り、掲載 の可否を決定するものであるが、要綱第11条(持回り審査)の規定を適用させ、持回りによる 審査で、審査会の審査に代えることとする。				